

パブリックコメント意見募集の結果公表

帯広市一般廃棄物処理基本計画（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。寄せられたご意見等について検討した結果、パブリックコメントを踏まえた修正は行わず別紙のとおり最終案とします。

【意見募集結果】

| | | | |
|-----------------------|------------------------------|---------------|----|
| 案 件 名 | 帯広市一般廃棄物処理基本計画（原案） | | |
| 募 集 期 間 | 令和元年11月27日（水）～ 令和元年12月26日（木） | | |
| 意 見 の 件 数 (意見提出者数) | 2件（ 2人） | | |
| 意見の取り扱い | 修正 | 案を修正するもの | 0件 |
| | 既記載 | 既に案に盛り込んでいるもの | 1件 |
| | 参考 | 今後の参考とするもの | 0件 |
| | その他 | 意見として伺ったもの | 1件 |
| 意見の受け取り | 持参 | | 1人 |
| | 郵送 | | 0人 |
| | ファクス | | 0人 |
| | 電子メール | | 1人 |

【意見等の内容】

| No. | 市民の意見の概要 | 件数 | 意見に対する帯広市の考え方 |
|-----|---|----|---|
| 1 | 東京電力福島原発の事故による放射性廃棄物・除染土などを全国で受け入れて公共事業などで再利用する計画を国が進めているが、帯広市としては受け入れないようにしてほしい。 | 1件 | <p>【その他】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故由来の放射性物質により汚染された廃棄物のうち、放射能濃度が国の基準を超える廃棄物（指定廃棄物）は、国の責任の下、廃棄物が排出された都道府県で処理することとなっているほか、国の基準を下回る廃棄物も法に基づき発生市町村又は排出事業者において処理されることとなっております。</p> <p>また、福島県内で発生した除去土壤については、福島県内の中間貯蔵施設で保管し、中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分することとしておりますが、最終処分する除去土壤量を低減するため、国において除去土壤の再生利用に係る考え方を示しています。</p> |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| | | | <p>この考え方では、公共事業等で管理した上での再生利用が示されており、現在、管理の妥当性を検証することを目的に実証事業を実施している段階であることから、ご指摘の再利用については現時点で検討できる状況にないと考えています。</p> |
| 2 | <p>燃やすごみの約半分を占める生ごみにスポットを当てた取り組みが必要。帯広市では、2018年4月よりディスポーザが使用できるようになっており、今後は、各家庭に普及させるためのしくみづくりが大事になる。</p> | 1 件 | <p>【既記載】（原案28ページ）</p> <p>家庭における生ごみの削減行動が、ごみの総量を減らすことにつながるものと考えています。ディスポーザの活用を始め、生ごみ堆肥化容器等の活用啓発、食品ロス削減につながる取り組みの紹介など、多面的な観点から普及啓発に取り組むことを記載しています。</p> |

【案件の最終案】 別紙のとおり